

7. 税などの減免・割引

(1) 税の減免

※国税については、右京税務署(TEL 311-6366)へお問い合わせください。

種 類	内 容	金 額	問い合わせ先
地 方 税	住民税 納税義務者自身が障がい者である場合、又は合計所得が 48 万円以下の同一生計である配偶者や扶養親族が障がい者の場合に障害者控除が受けられます。障害者控除の対象に該当するかどうかは、前年12月31日の現況によって判定されます。 (配偶者控除については、納税義務者の合計所得が 1,000 万円をこえると配偶者控除を受けることが出来ません。ただし、合計所得が 48 万円以下の同一生計である配偶者については障害者控除の判定の対象となります。) 納税義務者自身が障がい者である場合、合計所得が 135 万円以下であれば、非課税となります。		税務課 (市民税係) TEL 955-9507 FAX 951-5410
	障害者…下記のいずれかに該当する、精神や身体に障がいのある方をいいます。 ・身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方 ・精神保健指定医などにより知的障がい者と判定された方や療育手帳の発行を受けている方 ・65 歳以上の方で障がいの程度が障がい者に準ずるとして市町村長の認定を受けている方 など	所得控除額 26 万円	
	特別障害者…障がい者のうち、特に重度の障がいのある方をいいます。 ・身体障害者手帳1級又は2級の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方 ・療育手帳Aの方 ・いつも病床にいて複雑な介護を受けなければならない方 など	所得控除額 30 万円 (53 万円) ※()内は、同居の控除対象配偶者又は扶養親族が納税義務者やその配偶者又は生計を一にする親族のどなたかと同居している場合の控除額	
	固定資産税 バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置 65 歳以上の方、要介護認定又は要支援認定を受けている方、障がい者のうち、いずれかの方が居住する家屋(新築された日から 10 年以上経過した家屋)で改修工事費用が補助(助成)金等を除く自己負担が 50 万円超のものが対象です。 工事明細書や写真等関係書類を添付の上、改修後3ヶ月以内に申告してください。 なおその他に条件がありますので、該当要件の詳細や申告に必要な書類はお問い合わせください。	減額の範囲・内容 翌1年度分の改修家屋の固定資産税額の3分の1が減額されます。 (1戸当り100平方メートル相当分まで)	税務課 (資産税係) TEL 955-9508 FAX 951-5410
	事業税 重度の視力障がい者(両眼の視力 0.06 以下)が行うあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復、その他の医業に類する事業	非課税	京都府京都 西府税事務所 個人事業税課 TEL 326-3346 FAX 326-3310

種 類	内 容	金 額	問い合わせ先
自動車税 (種別割) 自動車税 (環境性能割) 軽自動車税 (環境性能割)	次ページの表のいずれかの要件に該当する車両は、1台に限り、減免を受けることができます。 もっぱら障がい者のために使用され、自動車検査証等に「自家用」と記載されているものであり、障がい者1人につき1台(軽自動車・バイクを含む。)に限ります。新たに自動車を取得される場合は、事前に京都府自動車税管理事務所までお問い合わせください。賦課期日(4月1日午前0時)に自動車を所有し、減免要件に該当する場合は、納期限までに最寄りの府税事務所で申請してください。 また、年度の途中で新たに減免要件に該当した場合や納期限後に減免申請した場合は申請の翌月以降の月数に応じて減免(月割減免)します。 ◆減免上限額 自動車税(種別割)…年額 45,000 円(標準税率の場合) 自動車税(環境性能割) } …課税標準額 300 万円に 軽自動車税(環境性能割) } 環境性能割の税率を乗じて 得た額 ◆減免申請に必要なもの ①「自動車税の環境性能割・種別割、軽自動車税の環境性能割減免申請書」(京都府ホームページからダウンロードできます) →障がい者のみの世帯の障がい者の方が所有(取得)する自動車を常時介護者が運転している場合は、福祉事務所長の確認が必要です。減免申請書(常時介護者運転用)裏面の確認者記入欄に福祉事務所長の確認を必ず受けてください。 ②手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳) ③運転免許証(表裏両面コピーでも可) ④自動車検査証(車検有効期限内のもの) ⑤その他必要に応じて提出(提示)していただく書類がありますので、事前にお問い合わせください。 ※令和元年 10 月から自動車税は、自動車税(種別割)に名称が変更されました。また、自動車取得税が廃止され、自動車税(環境性能割)が導入されました。	減免 (上限あり)	京都府自動車税管理事務所 TEL 672-6155 京都府京都西府税事務所 TEL 326-3312
軽自動車税 (種別割)	次ページの表のいずれかの要件に該当する車両は、1台に限り、減免を受けることができます。 ※普通自動車など他の車両で税の減免を受けている場合には受け付けできません。 ※自動車税(種別割)、自動車税(環境性能割)の減免申請とは窓口が異なります。 ◆減免手続きに必要なもの ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など、交付を受けている手帳 ②運転免許証 ③納税通知書(通知書は4月中旬に発送します) ④納税義務者のマイナンバーが確認できるもの ※平成 28 年 1 月 1 日以降の申請については、納税義務者の個人番号の記載が必要となり、申請時には確認できるものが必要です(代理人の届けであっても納税義務者の本人確認及び個人番号確認ができるものが必要です。) ◆申請期限 ・前年度に減免を受けた方 3月中旬に減免の申請書と案内文書を送付します (郵送による申請可) ・今年度に初めて減免を受ける方 4月1日～納期限日まで(郵送による申請可)	減免	税務課 (市民税係) TEL 955-9507 FAX 951-5410

1. 減免を受けることができる方

- ・身体障がい者…身体障害者手帳や戦傷病者手帳に記載された障がいの種別・程度により基準が異なります
- ・知的障がい者…療育手帳に記載された障がいの程度が「A」の方
- ・精神障がい者…精神障害者保健福祉手帳に記載された障がいの程度が「1級」の方

※自動車税(種別割)、自動車税(環境性能割)においては、精神通院医療にかかる自立支援医療受給者証も交付されている場合に限る

障がいの区分	障がいの等級
視覚障害	1～4級
聴覚障害	2～4級
平衡機能障害	3、5級
上肢不自由	1～3級
下肢不自由	1～6級
体幹不自由	1～3、5級
心臓機能障害	1、3、4級
腎臓機能障害	
呼吸器機能障害	
ぼうこう又は直腸機能障害	
小腸機能障害	

障がいの区分		障がいの等級
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～3級
	移動機能	1～6級
音声機能障害(喉頭摘出によるものに限る) ※障がい者本人が所有(取得)かつ運転する自動車に限る		3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～4級
肝臓機能障害		
知的障がい		療育手帳A
精神障がい ※ 自動車税(種別割)、自動車税(環境性能割)においては、精神通院医療にかかる自立支援医療受給者証も交付されている場合に限る		精神障害者保健福祉手帳1級 国民年金法施行令別表に定める1級と同程度の状態

※障がい者本人が自動車の所有(取得)者でない場合にも、減免を受けられる場合があります。

下記の「3. 自動車の所有(取得)者と運転者との関係」をご覧ください。

※戦傷病者手帳を所持している方も障がいの区分に応じた減免を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。また、障がい重複することにより表と異なる上位の障がいの程度とされている場合は、事前にお問い合わせください。

2. 減免の対象となる自動車の使用状況

- ①もっぱら障がい者本人が使用する自動車
- ②障がい者と生計を一にする者が、もっぱら障がい者の移動手段として継続的に使用する自動車
- ③障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する者が、もっぱら障がい者の移動手段として継続的に使用する自動車

3. 自動車の所有(取得)者と運転者との関係

障がい者の状況・障がいの程度等		自動車の所有(取得)者	自動車の運転者
障がい者が18歳以上の場合	障がい者が生徒又は学生	障がい者本人又は障がい者と生計を一にする者	障がい者本人又は障がい者と生計を一にする者
	重度の障がい者(身体障害者手帳1級又は2級、戦傷病者手帳の特別項症から第3項症、療育手帳A)		
	精神障がいの程度が1級又は1級と同程度		
	上記以外の場合	障がい者本人	
障がい者が18歳未満の場合		障がい者と生計を一にする者	障がい者と生計を一にする者
音声機能の障がい者の場合		障がい者本人	障がい者本人
障がい者のみで構成される世帯の障がい者の場合		障がい者本人	常時介護する者

(2)交通費割引

名 称	内 容	問い合わせ先																													
JR・各私鉄 旅客運賃割引	JR及び各私鉄(阪急・京阪・近鉄)の鉄道運賃が次のとおり割引されます。 <table><tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">第1種身体障がい者 第1種知的障がい者</td><td colspan="2">第2種身体障がい者 第2種知的障がい者</td></tr><tr><td>本人単独</td><td>本人と介護者</td><td>本人単独</td><td>本人と介護者</td></tr><tr><td>普通 乗車券</td><td>片路 100km 超える場合 本人5割引</td><td>距離制限無し 本人と介護者1名 ともに5割引</td><td>片路 100km 超える場合 本人5割引</td><td>片路 100km 超える場合 本人のみ5割引</td></tr><tr><td>定期 乗車券</td><td>—</td><td>同上</td><td>—</td><td>12 歳未満の 児童の介護 者1名のみ5 割引</td></tr><tr><td>回数 乗車券</td><td>—</td><td>同上</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>急行券</td><td>—</td><td>同上</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> ※乗務員が障がい者手帳の提示を求めることがあります。 ※乗車券販売窓口で身体障害者手帳又は療育手帳を提示して割引乗車券 を購入できます。 ※小児定期券の割引はありません。 詳しくは各鉄道会社へお問い合わせください。		第1種身体障がい者 第1種知的障がい者		第2種身体障がい者 第2種知的障がい者		本人単独	本人と介護者	本人単独	本人と介護者	普通 乗車券	片路 100km 超える場合 本人5割引	距離制限無し 本人と介護者1名 ともに5割引	片路 100km 超える場合 本人5割引	片路 100km 超える場合 本人のみ5割引	定期 乗車券	—	同上	—	12 歳未満の 児童の介護 者1名のみ5 割引	回数 乗車券	—	同上	—	—	急行券	—	同上	—	—	JR、私鉄の各駅
	第1種身体障がい者 第1種知的障がい者		第2種身体障がい者 第2種知的障がい者																												
	本人単独	本人と介護者	本人単独	本人と介護者																											
普通 乗車券	片路 100km 超える場合 本人5割引	距離制限無し 本人と介護者1名 ともに5割引	片路 100km 超える場合 本人5割引	片路 100km 超える場合 本人のみ5割引																											
定期 乗車券	—	同上	—	12 歳未満の 児童の介護 者1名のみ5 割引																											
回数 乗車券	—	同上	—	—																											
急行券	—	同上	—	—																											
京都市営地下 鉄・バスの旅 客運賃の割引	<table><tr><th>対 象 者</th><th>割引の内容</th></tr><tr><td>身体障害者手帳(1～6級)を所持してい る方 *第 1 種の方のみ介護者1名、ただし、 車いす利用者の場合は3名まで</td><td rowspan="2">普通券 5割引 地下鉄定期券 5割引 市バス定期券 3割引 回数券 5割引</td></tr><tr><td>療育手帳を所持している方 *第1種の方のみ介護者1名</td></tr></table> ※市バスでは、降車時に手帳を提示してください。 地下鉄では乗車券購入時に手帳を提示してください。 ※小児は、障がいの程度に関わらず介護者も割引対象となります。	対 象 者	割引の内容	身体障害者手帳(1～6級)を所持してい る方 *第 1 種の方のみ介護者1名、ただし、 車いす利用者の場合は3名まで	普通券 5割引 地下鉄定期券 5割引 市バス定期券 3割引 回数券 5割引	療育手帳を所持している方 *第1種の方のみ介護者1名	京都市交通局 TEL 863-5061																								
対 象 者	割引の内容																														
身体障害者手帳(1～6級)を所持してい る方 *第 1 種の方のみ介護者1名、ただし、 車いす利用者の場合は3名まで	普通券 5割引 地下鉄定期券 5割引 市バス定期券 3割引 回数券 5割引																														
療育手帳を所持している方 *第1種の方のみ介護者1名																															
民間路線バス 運賃の割引 割引率 5割	京都府内の路線バスで運賃を支払うとき、身体障害者手帳・療育手帳を 提示すると割引が受けられます。 一部バス会社では、精神障害者保健福祉手帳の提示も割引適用となる 場合や、割引率や受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは各バ ス会社へお問い合わせください。	各バス会社の 営業所等																													
はっぴいバス 運賃の割引 割引率 5割	「長岡京はっぴいバス」を降車するとき、身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳を提示すると、介護者(1名)も含めて割引が受 けられます。	交通政策課 TEL 955-3160 FAX 951-5410																													

【ノンステップバス】

阪急バスでは、車いすのまま乗車できるバスを運行しています。

詳しくは阪急バスにお問い合わせください。

お問い合わせ: 阪急バス大山崎営業所 TEL 957-1020 FAX 957-5478

名 称	内 容	問い合わせ先
タクシー運賃の割引 割引率 1割	京都府内の全事業所のタクシーに乗車するとき、乗務員に身体障害者手帳・療育手帳(障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を含む)を提示すると割引が受けられます。 ※一部タクシー会社では、精神障害者保健福祉手帳の提示も割引適用となります。 ※本人確認は原則として当該手帳に貼付された写真を確認することにより行います。 ※愛のタクシー事業のチケットも同時に利用していただけます。	各タクシー会社 京都運輸支局 TEL 681-9765 一般社団法人 京 都 府 タクシー協 会 TEL 691-6518
航空旅客運賃の割引	国内航空会社の国内定期路線の運賃が割引されます。購入手続きや割引の詳細等は各航空会社によって異なります。 ・割引対象者 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満 12 歳以上の方及び介護者1名	各航空会社支店 営業所 指定代理店
市営駐輪場の割引	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者に対し、市営駐輪場の定期利用料金が割引になります。(一時利用は対象外) ※割引額については、各駐輪場にお問い合わせください。 ※定期利用申込時に、窓口で手帳を提示してください。	長岡京駅東駐輪場 長岡京駅西駐輪場 コールセンターTEL 0120-35-2227 長岡天神駅東駐輪場 TEL 953-4879 西山天王山駅東駐輪場 TEL 952-2410 西山天王山駅西駐輪場 TEL 952-2431
市営駐車場の割引	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者が運転又は同乗する車両に対し、市営駐車場の一時駐車料が割引になります。	下表参照

	JR長岡京駅西バンビオ内	阪急西山天王山駅東
手続き	駐車場入口で発券された駐車券を、お帰りまでに下記の場所に持参し、障がい者手帳を提示 ・バンビオ 1 番館1階 行政サービスコーナー(8:30~22:00) ・バンビオ2番館2階 駐車場受付窓口(5:00~翌1:30)	精算機の右側にある受話器をとった後、オペレーターからの案内に従い、精算機左側のカメラに障がい者手帳を提示
料金	普通自動車等 ・昼間 20 分ごと 100 円 → 50 円 ・昼間1日の上限額 1,500 円 → 750 円 ・夜間1日1回 300 円 → 150 円	普通自動車等 ・30 分ごと 100 円 → 50 円 ・1日最大(入庫から 24 時間) 800 円 → 400 円 ※午後 8 時から午前 8 時まで 時間内最大料金 300 円 → 150 円
	自動二輪車 ・1日1回 500 円 → 250 円	自動二輪車 ・1日1回(入庫から 24 時間) 500 円 → 250 円
備考	定期駐車券は割引の対象外となります。	
問い合わせ	長岡京都市開発株式会社 TEL 951-4300 駐車場受付(直通) TEL 958-6099	AMSお客様さぽーとセンター TEL 0120-227-077

名 称	内 容	問い合わせ先															
有料道路の通行料金の割引 割引率 最大5割引	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>本人運転</th><th>介護者運転</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td><td>身体障害者手帳の交付を受けている方</td><td>身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障がいをお持ちの方</td></tr> <tr> <td>対象自動車</td><td> 【事前登録される場合】 普通乗用自動車、小型自動車、軽自動車等で本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹などが所有するもの ※事業用自動車等、登録できない自動車があります </td><td> 同左 ただし、本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹などが自動車を所有しない場合は、障がい者本人を日常的に継続して介護する方が所有するもの </td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2"> 【事前登録されていない自動車の場合】 親族や知人などの所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）など、対象となる自動車を登録しなくても、本割引の適用を受けられます。 ※ETC無線走行では、本割引の適用を受けることができません。料金所で手帳の呈示が必要です。 ※自動車を保有していない方も本割引をご利用いただけます。 </td></tr> <tr> <td>有効期間</td><td colspan="2"> 最長2年2ヶ月 ※当初申請及び変更申請時は、対象となる方の2回目（申請日から）の誕生日までとなります。 </td></tr> </tbody> </table> ※自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きは必要です。 ※申請書は障がい福祉課にあります。 ※提出の際には福祉事務所長の証明が必要です。 ・ETCを利用しない場合 ①障がい者ご本人の手帳 ②登録を希望される自動車の自動車検査証(車検証) ③運転免許証(障がい者ご本人が運転される場合のみ) ・ETCを利用する場合 ①障がい者ご本人の手帳 ②登録を希望される自動車の自動車検査証(車検証) ③運転免許証(障がい者ご本人が運転される場合のみ) ④ETCカード(原則として障がい者本人名義のものに限ります) ※未成年(18歳未満)の重度の障がい者の方で本人以外の運転による割引を受けない場合については、親権者又は法定後見人名義も対象となります。 ⑤登録を希望される自動車に取り付けられたETC車載器の「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」 ※この他にも要件確認のため別途書類等が必要な場合があります。(割賦(ローン)契約書・長期リース契約書など) 【オンライン申請】 ・令和5年3月27日からオンラインでの申請も可能です ・当初は自動車を事前登録のうえ、ETC利用される方(新規・変更・更新)に限定して受付します ・マイナンバーカードのご用意と、マイナポータルへの登録が必要となります ・詳細は、下記のオンライン申請受付サイトへ URL https://www.expressway-discount.jp		本人運転	介護者運転	対象者	身体障害者手帳の交付を受けている方	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障がいをお持ちの方	対象自動車	【事前登録される場合】 普通乗用自動車、小型自動車、軽自動車等で本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹などが所有するもの ※事業用自動車等、登録できない自動車があります	同左 ただし、本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹などが自動車を所有しない場合は、障がい者本人を日常的に継続して介護する方が所有するもの		【事前登録されていない自動車の場合】 親族や知人などの所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）など、対象となる自動車を登録しなくても、本割引の適用を受けられます。 ※ETC無線走行では、本割引の適用を受けることができません。料金所で手帳の呈示が必要です。 ※自動車を保有していない方も本割引をご利用いただけます。		有効期間	最長2年2ヶ月 ※当初申請及び変更申請時は、対象となる方の2回目（申請日から）の誕生日までとなります。		障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001 西日本高速道路株式会社 フリーダイヤル 0120-924-863
	本人運転	介護者運転															
対象者	身体障害者手帳の交付を受けている方	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障がいをお持ちの方															
対象自動車	【事前登録される場合】 普通乗用自動車、小型自動車、軽自動車等で本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹などが所有するもの ※事業用自動車等、登録できない自動車があります	同左 ただし、本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹などが自動車を所有しない場合は、障がい者本人を日常的に継続して介護する方が所有するもの															
	【事前登録されていない自動車の場合】 親族や知人などの所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）など、対象となる自動車を登録しなくても、本割引の適用を受けられます。 ※ETC無線走行では、本割引の適用を受けることができません。料金所で手帳の呈示が必要です。 ※自動車を保有していない方も本割引をご利用いただけます。																
有効期間	最長2年2ヶ月 ※当初申請及び変更申請時は、対象となる方の2回目（申請日から）の誕生日までとなります。																

(3)その他の免除

名 称	内 容	問い合わせ先																												
身体障害者等駐車禁止除外指定車標章	心身障がい者等に対して駐車禁止除外指定車標章が交付され、交付を受けた本人が現に使用している車両は公安委員会が指定した場所での駐車禁止等の対象から除外されます。	向日町警察署 TEL 921-0110 (代表) 警察本部交通規制課 TEL 451-9111 (代表)																												
	<table><tr><td>身体障がい者</td><td>障がい者手帳の等級等</td></tr><tr><td>上肢不自由</td><td>1級・2級の1および2級の2</td></tr><tr><td>下肢不自由</td><td>1級から4級</td></tr><tr><td>平衡機能障害</td><td>3級</td></tr><tr><td>体幹不自由</td><td>1級から3級</td></tr><tr><td>乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td><td>上肢機能:1級及び2級 (－上肢のみに運動機能障害がある場合を除く) 移動機能:1級から4級</td></tr><tr><td>心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害</td><td>1級及び3級</td></tr><tr><td>視覚障害</td><td>1級から4級の1</td></tr><tr><td>聴覚障害</td><td>2級及び3級</td></tr><tr><td>免疫機能障害</td><td>1級から3級</td></tr><tr><td>肝臓機能障害</td><td>1級から3級</td></tr><tr><td>知的障がい者</td><td>重度(療育A)</td></tr><tr><td>精神障がい者</td><td>1級</td></tr><tr><td>小児慢性特定疾患児</td><td>色素性乾皮症(※昼間に限り除外)</td></tr></table>		身体障がい者	障がい者手帳の等級等	上肢不自由	1級・2級の1および2級の2	下肢不自由	1級から4級	平衡機能障害	3級	体幹不自由	1級から3級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能:1級及び2級 (－上肢のみに運動機能障害がある場合を除く) 移動機能:1級から4級	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害	1級及び3級	視覚障害	1級から4級の1	聴覚障害	2級及び3級	免疫機能障害	1級から3級	肝臓機能障害	1級から3級	知的障がい者	重度(療育A)	精神障がい者	1級	小児慢性特定疾患児	色素性乾皮症(※昼間に限り除外)
	身体障がい者		障がい者手帳の等級等																											
	上肢不自由		1級・2級の1および2級の2																											
	下肢不自由		1級から4級																											
	平衡機能障害		3級																											
	体幹不自由		1級から3級																											
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		上肢機能:1級及び2級 (－上肢のみに運動機能障害がある場合を除く) 移動機能:1級から4級																											
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害		1級及び3級																											
	視覚障害		1級から4級の1																											
	聴覚障害		2級及び3級																											
	免疫機能障害		1級から3級																											
	肝臓機能障害		1級から3級																											
	知的障がい者		重度(療育A)																											
	精神障がい者		1級																											
小児慢性特定疾患児	色素性乾皮症(※昼間に限り除外)																													
◆申請時に必要な書類等																														
【本人が申請する場合】																														
①交付を受けている障害者手帳、戦傷病者手帳等																														
②交付している旧標章																														
注)色素性乾皮症により申請される場合は、 <u>医師の診断書</u> が必要です。																														
【代理人のみが申請する場合】																														
①上記手帳等																														
②委任状(障がい者本人が作成したものに限りです)																														
③標章交付対象者本人の住民票等 (申請日からおおむね1週間以内のものをご用意ください)																														
④代理人氏名が確認できるもの(運転免許証・健康保険証等)																														
⑤交付している旧標章																														
※手帳に記載されている住所が現住所ではない場合は、住所変更が必要です。																														
※手帳に貼付されている顔写真が汚損又はき損している場合は、自動車運転免許・健康保険証・パスポート等で確認が必要な場合があります。																														
※申請は住所地を管轄する警察署交通課または警察本部交通規制課へ。																														
NHK放送受信料の免除	<table><tr><td>対象世帯と等級</td><td>金 額</td></tr><tr><td>身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が世帯構成員で、世帯全員が市町村民税非課税</td><td>全額免除</td></tr><tr><td>視覚、聴覚障がい者が世帯主で受信契約者</td><td rowspan="2">半額免除</td></tr><tr><td>重度の障がい者(1・2級の身体障がい者・知的障がい者・1級の精神障がい者)が世帯主で受信契約者</td></tr></table>	対象世帯と等級	金 額	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が世帯構成員で、世帯全員が市町村民税非課税	全額免除	視覚、聴覚障がい者が世帯主で受信契約者	半額免除	重度の障がい者(1・2級の身体障がい者・知的障がい者・1級の精神障がい者)が世帯主で受信契約者	NHK京都放送局経営管理企画センター TEL 251-1595 NHKふれあいセンター TEL 0570-077-077																					
	対象世帯と等級	金 額																												
	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が世帯構成員で、世帯全員が市町村民税非課税	全額免除																												
	視覚、聴覚障がい者が世帯主で受信契約者	半額免除																												
	重度の障がい者(1・2級の身体障がい者・知的障がい者・1級の精神障がい者)が世帯主で受信契約者																													
◆申請方法:放送受信料免除(全額又は半額免除)申請書を下記に送付 〒604-8515 京都市中京区烏丸御池下る虎屋町 576 番地 NHK京都放送局経営管理企画センター係																														
※申請書は障がい福祉課にあります。																														
※提出の際には福祉事務所長の証明が必要です。																														

名 称	内 容	問い合わせ先
市内公共施設利用料の減免 減免額 5割	中央公民館や西山公園体育館などの市内公共施設を利用する場合において、障がい者手帳を提示して手続きをすることで、利用料の減免を受けることができます。 複数人で利用される場合は、そのうち2分の1が減免該当者であることが必要となる等、各施設により条件がありますので、詳しくは、各公共施設にお問い合わせください。	利用される各公共施設
京都おもいやり駐車場利用証制度	障がいのある方、高齢者や難病患者、妊産婦やけがをされた方など歩行が困難な方の外出を支援するため、「おもいやり駐車場(車いすマークの駐車場等)」を利用する方に京都府が利用証を交付する制度です。 なお、公安委員会が発行する駐車禁止除外指定車標章でも京都おもいやり駐車場の利用が可能です。	京都府健康福祉部 地域福祉推進課 TEL 414-4551

京都おもいやり駐車場利用対象者

区分			等級等	確認書類	有効期間
身体障がい者	視覚障がい		1～4 級	身体障害者手帳	5 年
	聴覚障がい		2,3 級		
	平衡機能障がい		3,5 級		
	肢体不自由	上肢	1～2 級		
		下肢	1～6 級		
		体幹	1～3,5 級		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1～2 級		
		移動機能	1～6 級		
	心臓機能障がい		1,3,4 級		
	じん臓機能障がい				
	呼吸器機能障がい				
	ぼうこう又は直腸の機能障がい				
	小腸機能障がい				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1～4 級			
肝臓機能障がい					
知的障がい者			療育A	療育手帳	
精神障がい者			1 級	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者			特定医療費(指定難病)等受給者証所持者 小児慢性特定疾患医療受診券所持者	特定医療費(指定難病)等受給者証 小児慢性特定疾患医療受診券	
高齢者等			要介護 1～要介護 5	介護保険被保険者証	
妊産婦			母子健康手帳取得時～産後 12ヵ月までの方(産後は乳児同乗の場合のみ)	母子健康手帳 母子健康手帳取得時～産後 12ヵ月	
けが人			けが等により一時的に移動に配慮が必要な方	医師の診断書・意見書等、本人確認書類 車いす・杖などの使用期間(1 年の範囲内)	
その他 歩行困難者			上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で歩行や乗降が困難と認められる方	医師の診断書・意見書等、本人確認書類 5 年の範囲内	